

令和2年度介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い(特例措置)に係るQ&A

No	種別	質問	回答
1	更新研修	本来の証の有効期間満了日は令和3年7月31日であり、特例措置の対象となっている。令和4年度に研修を受ける場合は、どの研修を受講すべきか。	特例措置の対象となっているため、有効期間内として取扱うこととし、再研修ではなく、更新研修(主任の場合は主任更新研修)を受講してください。
2	更新研修	特例措置の対象となった実務未経験者が、特例措置の期間中に介護支援専門員としての実務に従事した場合、更新研修(実務未経験者)あるいは更新研修(課程Ⅰ・課程Ⅱ)のどちらを受講すべきか。	研修受講までに十分な実務経験を有する場合は、更新研修(課程Ⅰ・課程Ⅱ)の対象となる。
3	更新研修	本来の証の有効期間が令和3年3月1日で満了する方が、令和4年度に更新研修を受講して証の更新をした場合、満了日が令和8年3月1日の証が交付されるので、次の更新研修は令和5～7年度の間を受講することとなるが、その場合の実務経験の有無はどの範囲で判断するのか。	従来どおり、本来の証の有効期間中の実務の有無で判断することになる。このケースの場合、令和4年度に更新研修を受講し、証を更新した後の有効期間は令和3年3月2日～令和8年3月1日となるので、この間に実務経験が「有」の場合は更新研修(課程Ⅱ)、「無」の場合は更新研修(実務未経験者)となる。
4	主任更新研修	主任更新研修の受講要件②(法定外研修に年4回かつ20時間以上)については、「主任の有効期間5年間のうち、起算日からの1年間で4回以上かつ計20時間以上」とされているが、特例措置によって延長となった期間中(つまり本来の主任の有効期間5年間を超える期間中)に受講した法定外研修も対象として認められるのか。	認められる。 但し、「起算日からの1年間で4回以上かつ計20時間以上」の取扱いに変更はないので注意すること。
5	主任更新研修	令和2年度に主任更新研修の受講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による法定外研修の延期・中止のため、受講要件②の「法定外の研修に年4回以上かつ計20時間以上」を満たせなくなった。令和2年度以降に受講要件を満たすことで、主任更新研修を受講することは可能か。	特例措置の対象者に該当する場合は、特例措置期間中に受講要件を満たすことができれば、令和3年度又は4年度の主任更新研修を受講可能。
6	特例措置	令和2年2月25日～令和4年3月31日までに証及び主任資格の有効期間が満了する他の都道府県登録の介護支援専門員が、同期間中に京都府に登録移転してきた場合、京都府の特例措置の対象となるのか。	登録移転の時点で ①証の有効期間が既に満了している者・・・特例措置の対象とならない。(登録移転した時点で証は失効し、証の再交付を受けるためには再研修の受講が必要) ②証の有効期間が満了していない者・・・特例措置の対象となる。
7	特例措置	令和2年度の更新研修又は主任更新研修の受講申込をしていないが、特例措置の対象となるのか。	高齢者支援課長通知(令和2年6月29日付け2高第662号)の1に記載の対象者に該当する場合は、特例措置の対象となる。
8	その他	特例措置によって、主任資格が延長となったが、この間に特定事業所加算を取得することは可能か。	可能である。 但し、特例措置の期間中(令和5年3月31日まで)に主任更新研修を受講していたら、主任資格を更新していただくことが前提となる。